

益田市公表対象随意契約一覧(令和7年3月分)

NO	契約日	契約内容	主管部課	契約金額 (税込:円)	契約相手方	住 所	適用条項	随意契約とした理由
1	R7.3.3	執務室整備工事	総務部総務管財課	1,760,000	(有)平和木工	益田市虫追町イ455-1	施行令167条の2第1項 第5号	契約者は、庁舎内の工事について熟知しており、工事期間が限られているため。
2	R7.3.4	執務室の移転に伴う運搬作業	総務部総務管財課	2,970,000	(株)サカイ引越センター松江支社	松江市乃木福富町392-7	施行令167条の2第1項 第5号	契約者は、令和5年6月の機構改革に伴う執務室移転において作業実績があり、今回委託する作業内容も熟知しており、市の業務に支障なく作業を行うことができ、業務い時間外の移転作業が必要であり時間に制限を要するため。
3	R7.3.7	公共下水道施設(処理場・ポンプ場)ストックマネジメント実施方針策定業務委託	上下水道部下水道課	19,800,000	(株)NJS山陰出張所	松江市母衣町79	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第6号	契約者は、日本下水道事業団へ委託している本市の公共下水道の終末処理場の増設設計業務を担当しており、処理場などの設備に関する知識、さらには運用上の課題についても熟知しており、これらの情報を公共下水道施設のストックマネジメント実施方針に反映させることが可能である。これにより、既存施設との連携や効率的な運用方法を考慮する上で、業務の効率化及び経費の節減が図られるため。
4	R7.3.3	益田水質管理センター紫外線消毒装置付帯設備更新工事(その2)	上下水道部下水道課	6,930,000	住友重機械エンバイロメント(株)広島支店	広島県広島市南区稲荷町4番1号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第2号	契約者は、施設内の機械設備を納入・施工しており、今回行使する機械設備は、本体機器との密接不可分の関係にあり、設備の運転時に故障等の不具合が発生した場合、責任分界点が不明になるなど、著しい仕様を生ずることが懸念されるため。
5	R7.3.11	市道松ヶ丘持石線既設管処理工事	上下水道部工務課	2,046,000	(株)技研設備	益田市高津町イ2556-1	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 第5号	本工事は、陥没などが起こらないよう早期に既設管処理を行う必要があり、施工場所に近く、施工実績があるため。
6	R7.3.3	益田市斎場「松聖苑」吸収冷温機修繕気密試験	福祉環境部環境衛生課	554,400	荏原冷熱システム株式会社中国営業所	広島県広島市西区庚午中2-14-35	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び第5号	冷暖房を機能させる吸収冷温水機は、定期的に行う冷暖房切替と点検を契約者が行っており、設備全体の構造や現況、施設の運営状況を熟知しており施設の運営への影響を最小限に押さえつつ実施できるため。
7	R7.3.11	向横田・飯浦不燃物埋立場浸出濾過槽濾材取替業務	福祉環境部環境衛生課	1,470,004	株式会社植松	益田市白上町イ62番地1	施行令167条の2第1項 第2号	本業務は、吸引作業が必要な特殊業務を有するため。
8	R7.3.10	益田陸上競技場写真判定装置等一式定期点検業務	教育部協働のひとづくり推進課	781,000	サッカー&テニスプロショップヨセフ	益田市乙吉町イ105-2	施行令167条の2第1項 第2号	本業務は、現在の計測機器の製造業者によって点検を行うことしかできないため、設置業者であり、納品等及び点検業務に関する専門的知見を有するため。
9	R7.3.10	執務室移転に伴う電話機等移設工事	総務部総務管財課	1,529,000	扶桑電通(株)	松江市学園南二丁目10番14号	施行令167条の2第1項 第2号	契約者は、市役所やEAGAのインターネットや電話ケーブルの配線を網羅的に実施している業者であり、IP電話システムの保守管理を行っていることから配線の構成を最も熟知しており、日常の業務と並行して支障なく作業を行うことに最も適しているため。
10	R7.3.27	令和6年度農地・農業用施設災害(85-1)復旧工事	産業経済部農林水産課	1,430,000	(有)三共ブロック工業	益田市中垣内町1116番地7	施行令167条の2第1項 第8号	令和7年2月3日、3月6日に指名競争入札を行ったが、入札取止めとなった。契約者は、施工場所より事業所がもっとも近接している事業者であるため。
11	R7.3.25	益田市子ども計画印刷業務	福祉環境部子ども福祉課	253,132	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	施行令167条の2第1項 第3号	契約者は、障害者総合支援法第5条第14条に規定する就労継続支援を行う事業所であるため。
12	R7.3.3	市道種都茂線支障木伐採業務委託	建設部土木課	1,320,000	(株)石見造園	益田市美都町都茂1942番地1	施行令167条の2第1項 第6号	契約者は、近接にて別業務を実施しており、円滑な地元調整と迅速な対応が可能であるため。
13	R7.3.19	旧須子都市下水路伐採業務(その2)	建設部都市整備課	195,800	公益社団法人益田市シルバー人材センター	益田市大谷町334-1	施行令167条の2第1項 第3号	高齢者等の雇用の安定等に寄与するため。
14	R6.3.13	益田市母子健康手帳別冊印刷業務(乳児一般健康診査受診票、予防接種券)	福祉環境部子ども家庭支援課	414,150	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	施行令167条の2第1項 第3号	契約者は、障害者総合支援法第5条第14条に規定する就労継続支援を行う事業所であるため。
15	R6.3.13	益田市母子健康手帳別冊印刷業務(妊婦・産婦健診・新生児聴覚検査受診票)	福祉環境部子ども家庭支援課	308,880	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	施行令167条の2第1項 第3号	契約者は、障害者総合支援法第5条第14条に規定する就労継続支援を行う事業所であるため。